入 札 公 告

令和８年度　林道災害復旧事業　林道トウガチ線（梅雨前線豪雨及び台風７号災害（６．２４－６．２７）・１号箇所）（８年発生）災害復旧工事について一般競争入札を行いますので、仁淀川町財務規則（平成１７年８月１日規則第４１号）第８５条により公告します。

令和８年１１月１１日

仁淀川町長　　片岡　信博
(公印省略)

第１　入札に付する事項

１　工　事　番　号　　－

２　工　　事　　名　　令和8年度 林道災害復旧事業 林道トウガチ線(梅雨前線豪雨及び台風7号災害(6.24～6.27)・1号箇所)(8年発生)災害復旧工事

３　工　事　種　類　　土木一式工事

４　工　事　概　要　　別紙金抜設計書等による。

５　工　事　場　所　　仁淀川町北

６　予　定　工　期　　契約日から令和９年３月３１日まで

７　設　計　金　額　　70,070,000円(税抜き)

８　最低制限価格　　予定価格の１０分の７から１０分の９までの範囲

９　参加申請期間　　公告の日から令和８年１１月１７日(火)正午まで

10　入札及び開札の日時及び場所
ア　日時　　令和８年１１月２４日(火)　９時００分から
イ　場所　　仁淀川町役場本庁１F多目的ホール

11　入札方法
入札書に記載する金額は消費税抜きの金額とすること。

第２　入札参加資格

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないもの。

２　仁淀川町における「令和８年度入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録されている者のうち、本工事参加申請時における直近の経営事項審査通知書の土木一式工事の総合評定値（P値）が700点以上の者であること。**（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し提出）**

３　仁淀川町内に主たる営業所又は従たる営業所を置く者。

４　公告から入札期日までの期間において、仁淀川町建設工事指名停止措置要綱第１条の規定により指名停止されていないこと。

５　破産法（平成16年法律第75号）第18条第１項若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法

（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続開始又は更生手続き開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続き開始の申立てがなされなかったものとみなす。

６　工事の場合、発注工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を適正に配置できること。

第３　契約条項を示す場所、一般競争入札参加資格確認申請等

１　契約条項を示す場所、この公告に関する問い合わせ先
〒781－1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎200番地
仁淀川町役場　総務課　℡0889－35－0111

２　一般競争入札参加資格確認申請書の配布方法
仁淀川町ホームページからダウンロードによる。
仁淀川町ホームページＵＲＬ　http://www.town.niyodogawa.lg.jp/

３　提出方法
仁淀川町役場総務課に持参もしくは郵送。

４　入札参加資格確認の通知
申請書等により入札参加資格の有無を確認し、令和８年１１月１７日（火）までに通知する予定

第４　入札条件・保証金等

１　この入札への参加者は、仁淀川町競争入札心得を了知すること。

２　質疑応答
設計図書の内容について質問がある場合は、別紙の質問書により令和８年１１月１７日（火）正午までにメールにより送信すること。回答は、質問書受信後速やかに町ホームページ等に掲載する。
仁淀川町役場　総務課メールアドレス　soumu@town.niyodogawa.lg.jp

３　入札保証金　　免除する。

４　配置予定技術者届出書の提出（営業所に置く技術者とは別に工事現場に置く専任の技術者）
①一般競争入札参加資格確認申請書の提出時に、別に定める様式による「配置予定技術者届出書」を提出しなければならない。

②「配置予定技術者届出書」の提出がない場合は、この入札に参加できない。

５　現場代理人・技術者届の提出
①落札者は、契約の締結前に、別に定める様式により「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。正当な理由がない限り、入札前に提出する「配置予定技術者」の変更は認められない。

②「現場代理人・技術者届」について、落札決定日から起算して１０日以内(土日祝日及び閉庁日を含む)に提出がない場合は、落札決定を取り消す。

③契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。

④契約締結の前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。

⑤契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行う場合がある。

6　中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結時に中間前金払か部分払かの何れかを選択し、契約締結後の変更は認められない

7　契約保証金

この工事の契約を締結するにあたり、契約金額の１０分の１以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、仁淀川町競争入札心得第２２条ただし書き以下に該当する場合は、この限りではない。

第５　契約締結に関する事項

本工事に係る契約は、町議会の議決を要するものであるので、落札決定した日を含めて10日以内（ただし10日以内に議会開催の場合は議会開催の前日まで）に仮契約を締結し、町議会の議決後本契約とするものとし、その旨別途通知する。なお、落札決定から町議会の議決を得るまでの間に、次の要件に該当するものとなったときは、仮契約を締結しない、又は解除することがある。

１　入札参加資格の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき
２　本町から指名停止又は指名回避等の処分を受けたとき
３　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
４　商法(明治32年法律第48号)第381条の規定に基づく整理開始の申し立て若しくは通告、破産法(大正11年法律第71号)第132条第1項若しくは第133条の規定に基づく破産の申立て、和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定に基づく和議開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第252号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続き開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立がなされなかったものとみなす。
５　高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき